

○地方自治法施行規則(抜粋)

(契約書等の電子署名)

**第十二条の四の二** 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。